

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	北部土木 事務所	西屋部川応急 対策工事(R3)	令和3年9 月2日	7,469,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2-6- 5	第167条の2 第1項第5号	<p>令和3年4月の集中豪雨により、西屋部川の護岸が崩壊し、暫定応急対応を行っているが、今後、台風来襲等により被害の拡大が懸念されることから、早期に応急対策を行う必要がある。</p> <p>第1四半期に当該地区の災害復旧に係る詳細設計を委託し今回はその詳細設計を受けての工事となっている。</p> <p>契約に際しては、①同箇所の暫定応急対策を実施した経験から現場を熟知している業者及び②近隣で屋部川浚渫工事を施工中で現場の早期着手が可能な業者の2者を選定し見積を徴取した結果、左記業者と契約することとなった。</p> <p>その結果、重機及び作業員を迅速に手配することができ、応急対策工事の早期着手が可能となった。</p>	
2	北部土木 事務所	北部管内フラ ワークリエイ ション業務委託 (R3-1)	令和3年7 月5日	24,200,000	(有)大和緑建	沖縄県名護市字中山91 2番地の3	第167条の2 第1項第8号	<p>本業務は、国道449号および県道114号線における飾花植栽管理業務であり、年間を通し沿道の景観保全のため、飾花等を実施するものである。</p> <p>指名競争入札を行った結果、不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、応札があった5者のうち、関連する他業務の落札者2社を除く3社から見積を聴取し、左記業者と随意契約を行った。</p>	
3	北部土木 事務所	西屋部川河川 応急処理業務 委託(R3-1)	令和3年7 月13日	7,373,300	(有)玉城土建	沖縄県名護市字数久田1 09	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は西屋部川における応急対策業務である。</p> <p>6月29日(火)の大雨により、勝見橋付近に被害があり、今後周辺地域に被害が拡大するおそれがあるため、緊急の対策が必要である。</p> <p>契約に際しては、別の応急処理業務を受注している2者から見積を徴取した。</p> <p>その結果、別業務で西屋部川の応急処理業務を受注しており、早急な機材手配、作業員確保が可能であった左記業者と随意契約を行い、応急対応を実施したものである。</p>	

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	北部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R3)	令和3年7 月28日	1,430,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であることから、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
5	北部土木 事務所	県道14号線調 査設計業務委 託(R3)	令和3年8 月13日	1,595,000	(株) 南城技術開発	沖縄県那覇市識名1-4 -16	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、令和3年6月29日の大雨により土砂崩れが発生し、片側交互通行の交通規制を行っている県道14号線東村有銘地内における設計業務である。</p> <p>被災法面上部は、再度、崩落する可能性があり、早急に応急対策及び、恒久対策の検討を行う必要があつた。</p> <p>契約に際しては、過年度に同様の崩壊を起こした法面の設計実績のある業者を含む、斜面調査研究の実績のある2社から見積を徴取した結果、左記業者と契約することとなった。</p> <p>左記業者は、近隣の名護市嘉陽地内における国道331号の豪雨災害に際し、実施設計を行い、現場管理業務を実施していたことから、早急な現地確認、応急対応策の検討、恒久対策の提案が可能となった。</p>	

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	北部土木 事務所	北部管内砂防 応急処理業務 委託(R3-1)	令和3年9 月28日	1,331,000	(株)真栄田造園	沖縄県国頭郡恩納村字 喜瀬武原314-1	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、令和3年6月に金武町クラ川砂防施設上の法面の崩落発生に際し実施した、応急対応業務である。</p> <p>現地踏査の結果、今後の大雨によりさらなる法面浸食のおそれがあり、災害の未然防止のため、早急に対策を実施する必要がある。このため、法面のブルーシート被覆等を7月に実施し、その後、応急復旧工法の検討を8月までに実施している。</p> <p>契約に際しては、今年度に応急対応の施工実績のある業者を含む2者から見積を徴取した結果、左記業者と契約することとなった。</p> <p>左記業者は、近隣の金武町屋嘉海岸の管理業務を実施しており、早急な機材手配、作業員確保が可能であることから見積徴取業者として選定しており、応急対応を実施したものである。</p>	
7	中部土木 事務所	宜野湾港シン ボル緑地転落 防止柵改修工 事(R3-2)	令和3年8 月20日	3,333,000	(株)サンライト	沖縄県那覇市泉崎1-1 6-18	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、塩害で腐食、破損した転落防止柵を取り替える工事である。台風6号通過後、破損が進行し危険な状態となっており、利用者の安全確保のため早急に改修する必要がある。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を行うこととし、複数業者に見積依頼し、最安価の見積額を提出した業者を選定した。</p>	

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	中部土木 事務所	豊原地すべり 調査測量設計 業務委託(R3 -2)	令和3年8 月4日	6,270,000	(株)沖縄建設技研	沖縄県浦添市前田1124	第167条の2 第1項第5号	<p>令和3年6月29日の大雨により斜面崩壊が発生し、崩壊土砂で施工箇所の一部に埋没や陥没が確認された。更に、斜面上部にはうるま市の喜屋武マーブ公園があり、施設園路の直ぐそばには亀裂が発達して大きな段差が生じ、非常に危険な状況となっている。</p> <p>今後の台風シーズンに向けて、豪雨が想定され、更なる崩壊により公園施設や人身の被害が懸念される。</p> <p>当該箇所は、「豊原地すべり対策工事(R2-3)」の施工箇所であり、工期が令和3年4月1日～令和4年3月16日となっているが、斜面崩壊によって施工予定の抑止杭配置の確認・検討を急ぎ行う必要があり、早急に設計業務を契約し、精度の高い成果を得る必要がある。また、新たな表層すべりに対しては法枠工を追加、設計することとしている。</p> <p>本業務発注においては、過年度設計を行った業者であれば過年度実施した「すべり解析ソフト」のデータを活用し、速やかに成果物の引渡が期待出来る。</p> <p>以上のことより、豊原地すべり調査測量設計業務委託(H31)の受注者である左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	中部土木 事務所	比屋根急傾斜 地調査測量設 計業務委託(R 3)	令和3年8 月31日	3,025,000	(株)南城技術開発	那覇市識名1丁目4番16 号	第167条の2 第1項第5号	<p>令和3年6月29日の大雨により、昨年度施工した崩壊土砂防護柵の周辺法面で表層滑りを起こし、その影響で防護柵の支柱基礎が露出しかけており、また、防護柵前面には崩壊土砂が大量に堆積するなど、構造物の安定性が著しく損なわれている状況である。</p> <p>今後の本格的な台風シーズンを迎え、法面崩壊が進んだ場合には、防護柵直背面にある民家への被害が想定され、速やかな工事着手が必要である。</p> <p>以上のことより、工事着手に向け短期間に精度の高い設計図書を得る必要があることから、当該防護柵を設計し、現地の地形・性状に詳しい左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
10	中部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R3-1)	令和3年8 月4日	3,751,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施行計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件下で評価される必要がある。</p> <p>契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であることから随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	中部土木事務所	道路維持事業 技術審査支援 業務委託(R3)	令和3年8 月24日	1,067,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施行計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件下で評価される必要がある。</p> <p>契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であることから随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
12	中部土木事務所	沖縄市(比屋 根)災害防除工 事(R3)	令和3年9 月7日	7,095,000	(有)尚建設	うるま市字大田321	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、擁壁の傾斜変状からAS舗装や排水側溝の沈下変状が確認され、令和元年度に設計を行つており、工事発注を予定している箇所であつたが、直近の台風6号(令和2年7月20日~24日)の影響により変状の悪化が確認されたため、早急な対策工事を行う必要があつた。契約者は令和2年度の沖縄環状線(沖縄市比屋根地内)災害防除工事にて今回工事と同工種(鉄筋挿入口)を施工しており、適切な施工管理のもと工事完了した実績があつた。現場施工について迅速な対応が期待されている事から地方自治法施行令第167条の2第1項第5号から左記の者を契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
13	中部土木事務所	沖縄環状線(比 屋根)災害防除 調査設計業務 委託(R3)	令和3年8 月16日	9,240,000	(株)沖縄土木設計コンサル タント	浦添市牧港2丁目54番2 号	第167条の2 第1項第2号	<p>令和3年6月29日及び7月12日の豪雨によって被災した沖縄環状線の災害復旧を行うために必要な調査測量設計を行うものである。災害発生後、「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」(以下「協会」)に対し、災害復旧支援業務を要請しており、協会の会員である(株)沖縄土木設計コンサルタントとが業務に従事する旨の通知を受けている。協定の第6条第2項において業務を実施する協会の会員と契約締結することとされている。以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号より契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 3-1)	令和3年9 月30日	10,857,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、幸地インター線における総合的技術支援業務であり、対象とする工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事発注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。 契約者は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関であるため随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
15	宮古土木 事務所	宮古管内橋梁 点検調査支援 業務委託(R3)	令和3年7 月13日	1,507,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	業務委託により得られた成果を、沖縄県建設技術センターが排他的権利権を有する「公共施設情報システム」に登録するため。登録することにより、土木建築部全体でその成果が共有及び統合され、公共施設の効率的な管理運営を図ることが出来る。	特命随意 契約
16	宮古土木 事務所	保良西里線外 道路維持管理 業務委託(R3)	令和3年7 月28日	8,800,000	公益社団法人宮古島市 シルバー人材センター	沖縄県宮古島市平良字 下里416-4	第167条の2 第1項第3号	本業務は、快適な道路環境を確保するための除草等を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。宮古島市シルバー人材センターは、高齢者の「生きがい」対象事業として平成4年に設置され、それ以降、県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作業を受託し、豊富な実績があり、除草等については体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能である。高齢者の社会とのつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び促進、市民サービスの向上が図れるため、同センターを契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	宮古土木 事務所	比嘉ロードパー ク外4箇所維持 管理業務委託 (R3)	令和3年7 月28日	5,599,000	社会福祉法人みやこ福 社会	沖縄県宮古島市平良字 下里3107-243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
18	宮古土木 事務所	池間大橋橋詰 広場外2箇所 維持管理業務 委託(R3)	令和3年7 月26日	1,969,000	特定非営利活動法人 マーズ	沖縄県宮古島市平良字 狩俣1155番地1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。業務対応の可否について宮古管内の事業所への確認を行ったところ、対応可能とした事業所は当事業所のみであった。同事業所は、県及び民間の類似業務の受注経験も豊富であり、除草等の体制が充実していることから今回業務も適正に執行することが可能であるため契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
19	宮古土木 事務所	宮古管内道路 修景業務委託 (R3-1)	令和3年7 月28日	3,993,000	社会福祉法人みやこ福 社会	沖縄県宮古島市平良字 下里3107-243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、道路の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	下地島空 港管理事 務所	灯火・電力監視 制御装置及び 20KVA CVC F保守業務委 託(R3)	令和3年9 月27日	3,905,000	東芝インフラシステムズ 株式会社	沖縄県那覇市久茂地1- 7-1 琉球リース総合ビ ル12階	第167条の2 第1項第2号	当空港に設置されている(株)東芝製の灯火・ 電力監視制御装置及び20KVA CVC Fは、 (株)東芝独自のハードウェア及びソフトプログ ラムで構成された装置である。東芝インフラ システムズ(株)は、(株)東芝より機器の製造や 保守点検サービスの事業を継承した会社であ り、当該設備の保守点検が可能なのは東芝イ ンフラシステムズ(株)のみである。よって、地 方自治法施行令第167条の2第1項第2号及 び沖縄県随意契約ガイドライン(2)-⑩-イの 規定に基づき、東芝インフラシステムズ(株)と 随意契約による契約を締結する。	特命随意 契約
21	技術・建設 業課	令和3年度営 繕積算システ ム等整備業務	令和3年7 月1日	1,035,100	一般財団法人 建築コス ト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25- 33	第167条の2 第1項第2号	営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理 化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と 都道府県及び政令指定都市が積算業務に関 するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進 するため、「営繕積算システム開発利用協議 会」を発足した。 営繕積算システムは、本協議会からの依頼 により(一財)建築コスト管理システム研究所が 開発・整備し、著作権・所有権を有しているこ とから、(一財)建築コスト管理システム研究所を 随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
22	技術・建設 業課	令和3年度フ ライアッシュ コンクリート に関する品質 確保等検討業 務委託	令和3年8 月31日	10,571,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮一丁 目7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、現在の沖縄県におけるフライア ッシュコンクリート配合・施工指針(以下、FAC指 針)では品質・性能が確認されていないフライ アッシュ(HrFA)を、FAC指針に追加するために 必要な耐久性試験等を行う。検証にあたって は、「沖縄県のコンクリート構造物の現状やフ ライアッシュコンクリートの特性を熟知してい ること」、「FAC指針を用いてコンクリートを製造 ・設計・施工する機関等と利害関係のない公正 ・公平な立場で検証すること」が求められる。 沖縄県建設技術センターはこれらの要件を備 えた唯一の機関であるため、契約の相手方と して選定した。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	技術・建設 業課	令和3年度電 子納品保管管 理業務委託	令和3年9 月22日	4,884,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮一丁目7番1 3号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共施設情報管理システム」を活用し、電子納品(成果品データ)を保管管理するものである。併せて電子化されていない過去の成果(マイクロフィルム等)を電子化し、同システムに登録する事により、さらなる利便性の向上を図る。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターでは、沖縄県土木建築部所管の公共施設情報を統合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、電子納品の他、道路、河川、海岸等、各データの管理・提供を開始しているところである。</p> <p>同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等の管理施設情報と連携して、工事、委託の電子成果品データが検索、取得できるため、これまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援が可能であるため、同システムに関する著作権・所有権を有する沖縄県建設技術センターとの特命随意契約とした。</p>	特命随意 契約
24	道路街路 課	令和3(ネ)第 104号 損害賠 償請求控訴事 件の訴訟委託	令和3年8 月27日	1,650,000	弁護士法人ひかり法律事 務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は損害賠償請求控訴事件の訴訟代理人を委託するものである。県を当事者とする訴訟代理人は、当該訴訟事件について専門的な知識及び経験を有し、県政に対する理解と協力を得られることが必要である。当該弁護士は、県土木建築部関連訴訟に精通しており、県の顧問弁護士を務めていた経験もあることから、県政に対する理解と協力を得ることができるとし、訴訟等事務処理要領第4に基づき選任を行っている。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	河川課	安謝川浸水想定区域図修正業務委託(R3)	令和3年7月19日	4,631,000	三井共同コンサルタント株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市久米1丁目16番5号	167条の2第1項第7項	<p>本業務は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定している二級河川安謝川水系において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定することを目的とする。</p> <p>安謝川水系洪水浸水想定区域図は、国道330号までの河川改修断面を想定して浸水解析を行っている。国道330号下河川改修(ボックスカルバート施工)において、国道330号及び那覇市水道管(Φ1100)など重要構造物があり、既設ボックス取壊しの為の掘削工において、慎重性が求められている。慎重に作業を行ってはいるものの想定外に沈下が確認されたことから、内部を支える仮設鋼材を1m間隔に設置しながら作業を行うこととなり、不測の日数を要している。(令和5年度完成予定)</p> <p>国道330号下河川改修が難航しているため、現状と解析結果に差異がある。完成断面にて公表した場合、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、未完成断面での氾濫解析モデルの構築・解析が必要である。国道330号下河川改修後は、令和元年度の成果にて公表を行う必要があり、洪水浸水想定区域図の責任の所在を明確にする必要がある。</p> <p>前回の安謝川水系洪水浸水想定区域作成業務受注者と随意契約をした場合、氾濫解析モデルの構築及び種々の同定作業が簡略されることから、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できるため、三井共同建設コンサルタント株式会社を特定するものである。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	河川課	河川情報システム保守点検業務委託(R3-1)	令和3年9月1日	1,925,000	沖縄パナソニック特機株式会社	沖縄県那覇市西2丁目15番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県河川情報システムのうち、河川監視カメラシステムの保守点検を行う業務である。</p> <p>沖縄県河川情報システムは、浸水被害の多発する県内の主要河川において雨量、水位等の河川情報を収集、分析し、関係機関や沿川住民に迅速に伝達することにより水防活動や沿川住民の避難対策の支援に資することを目的としていることから、河川管理及び水防業務を遂行する上で特に重要である。</p> <p>本業務は、既存のシステムと密接不可分な関係にあること、システム導入者がプログラムの開示をしていないことにより、設置した者にシステムや設備の改修を履行させなければ、円滑な運用に支障が生じること、障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあることから、システム導入者である沖縄パナソニック特機株式会社と随意契約とする。</p>	特命随意契約
27	港湾課	仲間港屋根付荷さばき施設新築工事監理業務(R3)	令和3年7月7日	1,008,800	株式会社 守下設計	沖縄県石垣市字石垣42守下ビル3階	第167条の2 第1項第8号	<p>本業務の一般競争入札において、入札参加者なしで入札不調となった。本業務目的の監理対象工事については、契約完了していることから、早急な契約が必要となる。入札者がいないことを考慮し、当業務管内における監理業務実績を有する者から選定のうえ随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	港湾課	本部港屋根付荷さばき施設新築工事(R3)	令和3年8月30日	72,160,000	株式会社太名嘉組	沖縄県浦添市大平2丁目1番1号	第167条の2第1項第8号	本工事は、令和3年5月に発注した同工事(本部港屋根付荷さばき新設新築工事)が不落、令和3年7月に入札者の地域要件を拡大し再公告したが、不落となった。再度の公告・入札を行ったが、落札者がいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、入札参加者のうち最低額の者と見積あわせの上、随意契約を行った(不落随契)。	特命随意契約
29	港湾課	本部港屋根付荷さばき施設新築工事監理業務(R3)	令和3年9月9日	2,526,800	長崎設計研究所	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根633-3	第167条の2第1項第2号	当監理業務はコンペ方式(ティーダフラッグス2020)により設計された建築物の監理業務であり、同建築物の設計者は左記「契約の相手方」である。 施工段階において、設計の意図を正確に反映させるためには、適切な材料の選定、図面と現場の相違への対応など、図面等には明示できない詳細な内容について、あらゆる段階で、綿密な調整を行う必要があり、設計者以外の者が施工段階に必要な設計意図を全て伝達し、コンペ時のコンセプト・デザイン等を実現することは困難であることから、設計者が監理業務を行う必要がある。 よって、契約の目的物の性質から、契約を履行できる者が特定される者として、設計者と随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	都市計画・モノレール課	令和3年度沖縄都市モノレール建設資材単価等特別調査業務	令和3年7月8日	5,392,310	一般財団法人経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市松山1丁目1番19号	第167条の2第1項第2号	土木工事標準積算基準書等による標準歩掛が適用できない調査を含む業務となっており、実勢価格決定困難な資材調査については厳正な価格決定を行う必要がある。過去実績を踏まえても、この特殊な調査を履行可能な業者は県内に2者のみとなっており、うち1者から見積及び入札参加辞退の届出が提出され、委託可能な業者が1者のみに限定されてしまったため。	特命随意契約
31	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール長寿命化修繕計画(第II期)策定業務委託	令和3年7月9日	23,958,000	八千代エンジニアリング株式会社沖縄事務所・株式会社ホープ設計共同企業体 ①八千代エンジニアリング株式会社沖縄事務所 ②株式会社ホープ設計	①沖縄県那覇市久茂地3丁目21番1号 ②沖縄県那覇市首里赤田町3丁目5番地	第167条の2第1項第2号	当該業務は『モノレール特有の構造、道路構造物に係る橋梁長寿命化修繕計画、沖縄県の気象情報等による構造物劣化特性』の3つの知見を要し、専門的な技術力及び確かな経験が要求されることから、簡易型プロポーザル方式を採用しており、指名審査会で選定された1者と契約締結するため	特命随意契約
32	都市計画・モノレール課	令和3年度風景づくりに係るシンポジウム運営等業務	令和3年9月3日	2,596,000	丸正印刷(株)	沖縄県西原町字小那覇1215	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はシンポジウム内容及び広報に係る項目に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
33	住宅課	沖縄県住生活基本計画変更計画策定等業務	令和3年7月21日	31,966,000	ランドブレイン株式会社沖縄事務所	沖縄県那覇市松尾一丁目19番27号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	施設建設課	県営経塚市街地住宅・西崎第二団地昇降機改修工事	令和3年7月5日	134,739,200	沖縄パナソニック特機(株)	沖縄県那覇市西2-15-1	第167条の2第1項第2号	<p>本工事は県営経塚市街地住宅及び西崎第二団地に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加および、メーカー部品供給停止に伴う改修工事である。</p> <p>当該エレベーターはエレベーター製造メーカーの日本オーチス・エレベータ株式会社の県内代理店であり施工業者である沖縄パナソニック特機(株)により設置されている。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、製造メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修が出来ないという現状があり、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであった。</p> <p>このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約を行った。</p> <p>また工事発注にあたり最近の県発注工事においてエレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴取したところ、沖縄パナソニック特機(株)以外は安全及び品質が保証できない等の理由により見積書の提出を辞退している状況があった。</p> <p>このことから沖縄県財務規則139条第1項ただし書きの特別の事情に該当するものと考えられ1者から見積書を徴取した。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	施設建設課	県営浜川団地 昇降機改修工 事(その2)	令和3年7 月6日	45,100,000	(株)沖縄工設	沖縄県浦添市字経塚63 3	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は県営浜川団地に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加および、経年劣化している部品の取替等の改修工事である。</p> <p>当該エレベーターはエレベーター製造メーカーの日本エレベーター製造(株)の県内代理店である(株)沖縄工設により設置されていた。エレベーターは各社独自の技術により製造されており、製造メーカーおよびその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修が出来てないという現状があり、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであった。また、エレベーター工事の受注実績がある他の施工業者から参考見積を徴収したところ、(株)沖縄工設以外は機器の安全が保証できないということで見積書の提出を辞退している状況もあった。</p> <p>このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの規定に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	施設建設課	八重山職員住宅大規模改修工事(第2期・建築1工区)	令和3年7月21日	117,700,000	(株)秀光建設	沖縄県石垣市字新川2287-19	第167条の2第1項第8号	<p>八重山職員住宅大規模改修工事については、県有施設長寿命化(予防保全)指針に基づくもので、A棟からI棟までの9棟について、屋上防水、外壁改修、電気設備・機械設備等の更新を行い、施設の長寿命化を図ることを目的としており、昨年度までに1期工事として4棟の改修工事を完了していた。</p> <p>1期工事の発注に当たっては一般競争入札を実施したが、度重なる不調・不落により、最終的には応札の実績のある業者と随意契約を行った経緯があった。</p> <p>これを踏まえ今回の2期工事について離島工事の不調不落対策として、参加資格対象事業者の範囲を大きく広げることなど対策を講じて一般競争入札を実施した。結果として1者のみの応札であったが書類の不備により入札無効(不調)となった。</p> <p>入札が不調・不落となった場合は再度の公告入札を原則としているが、離島工事で応札者の増が見込めないこと、年度内における工事期間の確保が困難になることから、応札のあった業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	施設建設課	沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)新築工事基本設計業務	令和3年8月27日	50,490,000	①(株)泉設計 ②(有)名工企画設計 ③(株)ハルス建築環境設計 設計共同体	①沖縄県那覇市楚辺3-3-11 ②沖縄県那覇市泉崎1-12-12 ③沖縄県那覇市銘苅1-11-14 ショーリセM那覇新都心201号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)は大規模災害時にも施設機能が維持できるよう、構造計画の耐震安全性の目標は最も高い基準で計画する必要がある、高度な構造計算等の技術力が求められている。</p> <p>また自然災害、感染症等の多様な危機事案に対して施設のライフライン(電気、給排水、通信等)を確保するため、各分野で耐震性能、耐浸水性能、耐感染症等の対策を検討する必要がある、すべての機能を確保するためには高度な技術力が求められる業務である。</p> <p>よって業務内容が技術的に高度なものであり提出された技術提案に基づき仕様を作成する方が優れた成果を期待できる。そのため本業務については一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、技術提案書のヒアリングを行いその内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の発注方式が最も適したものである。</p> <p>よって上記手続きにより業務の履行に最も適した者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	施設建設課	県営経塚市街地住宅・西崎第二団地昇降機改修工事監理業務	令和3年7月15日	2,387,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2第1項第2号	<p>当該業務は公営住宅の昇降機設備改修工事の監理業務である。</p> <p>監理業務の対象となる工事の設計業務については平成29年度に、また現況反映等の修正設計業務が平成31年度に完了していた。</p> <p>既存設備の改修工事になるため、机上検討や現場確認だけでは状況がわからない部分が出てくるために、修正設計の必要が生じる可能性が考えられた。また各工事とも団地住民が通常通り居住しながらの工事であり、工事中は住民の安全確保が最重要となるほか、工事期間中は昇降機が使用できないことから、改修工事の進捗が住民の生活に多大な影響を与えることが想定された。</p> <p>工事の安全かつ円滑な施工、進捗のためにも、現況を詳細に把握したうえで監理業務を遂行する必要があった。</p> <p>設計業務における受託業者は綿密な現場調査や改修履歴の確認を行っており、既存施設を運用しながらの工事に関する留意事項等も把握している状況であった。</p> <p>このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	施設建設課	浦添職業能力 開発校実習棟 耐震補強及び 劣化改修工事 監理業務	令和3年7 月6日	2,679,500	(特非)沖縄県建築設計 サポートセンター	沖縄県浦添市安波茶1- 32-13 大平インタービ ル2階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は改修工事における監理業務であり、改修工事を行うなかで把握される外壁、柱、基礎等の構造躯体の劣化や、埋設される配管等の設備器機の設置状況により設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化する可能性があり、計画の変更が想定された。</p> <p>本業務は計画の変更が生じた際の検討業務も含まれ、現場を停滞させることなく円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要があり、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから競争入札に適しないものと考えられた。</p> <p>設計業務の受託者は、施設管理者との調整及び施設利用者のアンケートに基づく意向状況把握、並びに現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと考え、改修工事という工事内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	施設建設課	県営真玉橋市街地住宅外壁等改修工事監理業務(第2期)	令和3年8月18日	3,586,000	(株)西筋総合設計	沖縄県那覇市小禄一丁目15番20号	第167条の2第1項第2号	<p>監理の対象となる工事内容は、県営真玉橋市街地住宅の長寿命化を目的として、外壁クラック補修及び塗装等の改修(改善)を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要であった。</p> <p>また入居者が施設を利用しながらの工事であり、住民からの苦情等、予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められた。</p> <p>このように当該改修工事においては劣化状況の不確定さへの対応能力が求められる工事であり、その特殊性がある事から競争入札に適さないものと考えられた。</p> <p>当該工事の設計者は設計業務・現場調査をととして、施設管理者・住民の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れることから、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	施設建設課	総合精神保健福祉センター大規模改修工事 監理業務	令和3年7月15日	2,149,400	(株)根路銘設計	沖縄県那覇市首里石嶺町3-75-1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は改修工事における監理業務であり、施設改修工事を行うなかで把握される外壁、柱、基礎等の構造躯体の劣化や、埋設される配管等の設備器機の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化する可能性があり、計画の変更が想定された。</p> <p>本業務は計画の変更が生じた際の検討業務も含まれ、現場を停滞させることなく円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要があった。また建物に在館者が居ながら実施する執務並行工事であり、入居者及び入居団体等の年間業務内容を把握し、工事工程との連動した引越し作業の工程を検討する作業も含まれていた。</p> <p>よって現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものと考えられた。</p> <p>当該工事の設計者は設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れると考えられたことから、改修工事という工事内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	施設建設課	沖縄県立埋蔵文化財センター空調設備更新工事監理業務	令和3年7月29日	2,893,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2第1項第2号	<p>工事監理業務の対象となる工事内容は、埋蔵文化財センターの空調設備の維持保全に資するためのものである。</p> <p>更新工事の設計は目視で確認できる範囲で行なったものであり、工事に際しては状況を確認しながら工事を進めることとなるため、変更設計等迅速な対応が必要であった。また施設を利用しながらの工事かつ、収蔵品の品質に係る工事であるため、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は適切な対応が求められた。</p> <p>そのため今回工事の監理者は、施設や敷地周辺の状況、施設の利用状況、管理者の要望等を十分に把握している必要があった。</p> <p>当該工事の設計者は設計業務を通じ、施設や施設利用者の状況把握等に精通しており、工事の確実かつ円滑な進行が図れると考えられたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
43	施設建設課	島尻教育事務所大規模改修工事監理業務	令和3年8月31日	2,002,000	(株)根路銘設計	沖縄県那覇市首里石嶺町3-75-1	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は改修工事における監理業務であり、施設改修工事を行うなかで把握される外壁、柱、基礎等の構造躯体の劣化や、埋設される配管等の設備器機の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化する可能性があり、計画の変更が想定された。</p> <p>本業務は計画の変更が生じた際の検討業務も含まれ、現場を停滞させることなく円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要があった。また建物に在館者が居ながら実施する執務並行工事であり、入居者等の年間業務内容を把握し、工事工程との連動した引っ越し作業の工程を検討する作業も含まれていた。</p> <p>よって現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものと考えられた。</p> <p>当該工事の設計者は設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れると考えられたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約